

保険法の見直しに関する要綱案（第1次案・下）

（前注）1 資料の作成方針は「保険法の見直しに関する要綱案（第1次案・上）」と同様である。

- 2 被保険者が傷害又は疾病を原因として死亡した場合に一定の保険給付を行う契約（以下「傷害・疾病の死亡給付に関する契約」という。）に関する規律については、「第3 傷害・疾病保険契約に関する事項」において記載している。また、傷害又は疾病によって生じる損害（費用等）をてん補する契約（以下「損害てん補方式の傷害・疾病保険契約」という。）については、「第1 損害保険契約に関する事項」に記載したことが妥当するほか、人保険であることによる特則を設けるものとする。

第2 生命保険契約に関する事項

1 生命保険契約の成立

(1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定の金銭の支払〔その他の一定の財産上の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

（注） 「その他の一定の財産上の給付」は、金銭の支払以外の保険給付を約する契約も保険法の適用範囲に含めることを提案するものである。「一定の」とは現行商法第673条の「一定ノ」と同じく定額保険であること（損害保険契約に当たるものはこの対象とはならないこと）を表しており、「財産上の」とは保険給付が金銭に評価する（見積もる）ことが可能であることを必要とすることを表している。

第19回会議において、保険金受取人が保険事故発生時に金銭給付と金銭の支払以外の給付とを選択することが可能となっている場合に限定すべきとの指摘がされたが、生命保険契約や傷害・疾病保険契約においては、保険期間の長短も様々であるし、保険給付がその性質上価額変動リスクを伴うものかどうかもちまちまであると考えられることなどを踏まえると、給付の選択を可能としなくとも保険契約者等の保護に欠けることはない場合も想定することができ、常に選択可能とする必要性に疑問があるほか、むしろ保険法でこれを明記してしまうと、個々の契約のニーズに応じて給付の選択を前提としない定めがされた場合には、保険契約者等の保護を定める保険法の規定の直接適用の対象から外れてしまうため、適当でないと考えられる（以上のように、給付の選択を前提としないものをも念頭に置いたような規

律とするのは、そのような契約をも保険法の適用範囲に含めるためである。)。

現行商法の参考条文 第673条

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(注1) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注2) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱(被保険者による解除請求)

他人を被保険者とする死亡保険契約の被保険者は、次に掲げるときは、保険契約者に対し、死亡保険契約を解除することを請求することができるものとする。

(ア) 4(2)の に掲げる事由(重大事由)がある場合

(イ) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がアの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

(注1) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注2) 規律の性質については、これに反する約定で被保険者に不利なものは無効とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 なし

(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)

第18回会議及び第20回会議における審議を踏まえ、(一定年齢未満の)未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とする旨の契約法上の規律は設けないものとする。どうか。

(3) 危険に関する告知(告知義務)

第1の1(3)と同じ(ただし、エの「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)。

(注) なお、片面的強行規定とは、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約においては、基本的にこれに反する約定で保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なもの

が無効とされる規定をいう。

現行商法の参考条文 第644条第2項, 第645条, 第678条

(4) 第三者のためにする生命保険契約

保険金受取人が第三者であるときは, その第三者は, 当然に保険契約の利益を享受するものとする。

(注) この規律については, 第1の1(4)の(注2)参照。

現行商法の参考条文 第647条, 第675条第1項本文, 第683条第1項

(5) 保険金受取人の指定

明文の規定を設けないものとする。

(注) 中間試案では, 保険金受取人は保険契約締結時に保険契約者が保険者に対する意思表示によって指定する旨を記載していたが, 実際上は保険者は保険金受取人がだれに指定されているかということをも踏まえて保険の引受けの判断をしているといわれていること, 契約によっては保険金受取人が一定の者に固定されている場合もあり, 上記のような規律を設けることはかえって分かりにくくなる懸念もあること等を踏まえ, 上記のような明文の規律を設けず, 保険金受取人の指定の方法等については解釈や個々の契約ごとの取扱いにゆだねることを提案している。

現行商法の参考条文 第675条第1項

(6) 遡及保険

第1の1(5)と同じ(ただし, の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」と, 「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者又は保険金受取人」とし, の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(注) 中間試案では, 生存保険契約にも適用のある規律としていたが, 死亡保険契約のみに関する規律とするものとする。

現行商法の参考条文 第642条, 第683条第1項

(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

第1の1(6)と同じ(ただし, (ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者, 被保険者又は保険金受取人」とする。)

現行商法の参考条文 第643条, 第683条第1項

(8) 保険証券

保険者は, 保険契約を締結したときは, 遅滞なく, 保険契約者に対し,

次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

- (ア) 保険事故
- (イ) 保険金額
- (ウ) 保険料及びその支払の方法
- (エ) 保険期間
- (オ) 保険契約者の氏名又は名称
- (カ) 被保険者の氏名
- (キ) 保険金受取人の氏名又は名称
- (ク) 保険契約の締結の年月日
- (ケ) 作成の年月日

の書面には、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(注1) 中間試案では「保険契約の種類」を記載事項としていたが、損害保険契約と同じく別途保険事故が記載事項とされていること(ア参照)等を考慮し、これを掲げないこととしている。

(注2) 及びについては、第1の1(7)の(注2)及び(注3)参照。

現行商法の参考条文 第649条第1項、第679条、第683条第1項

2 生命保険契約の変動

(1) 保険金請求権の譲渡等

保険事故の発生前にする死亡保険契約に基づく保険金請求権の譲渡又は質入れは、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(注1) 中間試案では、保険契約者の変更の場合についても明文の規律を設けることとしていたが、そもそも保険契約者の変更される場合としては様々な場合が考えられ、そのすべての場合について被保険者の同意を必要とすべきか慎重な考慮が必要であること、保険契約者の変更に伴って保険金受取人が変更される場合や保険契約者の変更後に保険金受取人が変更される場合には被保険者の同意が必要とされること(2)アの参照)等を踏まえ、保険契約者の変更の場合の被保険者の同意については明文の規律を設けず、現行商法と同じく解釈や約款等の規律にゆだねることを提案している。

(注2) この規律については、1(2)アの(注1)及び(注2)参照。

現行商法の参考条文 第674条第2項、第3項

(2) 保険金受取人の変更

ア 保険金受取人の変更に関する通則

保険契約者は、保険事故が発生するまでの間、保険金受取人の変更を

することができるものとする。

他人を被保険者とする死亡保険契約の保険金受取人の変更は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(注1) 現行商法第675条第2項の規定(保険契約者が死亡した場合の規律)は、削除するものとする。

(注2) は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注3) は任意規定とすることで、どうか。 は強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項, 第675条, 第677条第2項

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってするものとする。

の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。ただし、その到達前に行われた保険金の支払の効力を妨げないものとする。

(注1) では、保険金受取人の変更の通知が保険者に到達したことを保険金受取人の変更の効力要件としつつ、保険契約者の意思を尊重するという観点から、保険契約者がその通知を発した時に保険金受取人の変更の効力を生ずることを提案している。

これによれば、保険契約者が通知を発してから保険者に到達するまでの間に保険事故が発生した場合にも保険金受取人の変更の効力が生ずることになるが、その間に保険金を支払った保険者が二重弁済の危険を負うことを防止するため、 のただし書を設けている。

(注2) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第675条第1項, 第677条第1項

ウ 遺言による保険金受取人の変更

イの にかかわらず、保険金受取人の変更は、遺言によってすることができるものとする。

による保険金受取人の変更は、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) 遺言執行者が の通知をすることができることについては、特段の規定を設ける必要はないと考えられること(民法第1012条第1項, 第1015条参照)から、中間試案と異なり、遺言執行者を の通知の主体として掲げ

ていない。

(注2) 及び は任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 なし

エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合

保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死亡したときは、保険金受取人の相続人を保険金受取人とするものとする。

(注1) 中間試案では、この場合の権利の取得割合に関し民法第427条の規定の特則を設けるかについてなお検討することとしていたが、この規律は保険契約者が保険金受取人を変更しなかった場合の規律であり、民法の規律によることから保険契約者の意思に反する(民法の規定の特則を設ける必要性が高い)とまでは言い難いこと、仮に権利の取得割合を相続分によって定めるとすると、保険者において具体的相続分を知ることは困難な場合も想定されるから、結局法定相続分によることになると考えられるし、そうすると相続分によって権利の取得割合を定めることにより保険契約者の意思を尊重しようという趣旨を徹底することはできないこと、また、相続ではない場面において相続分の考え方を用いる形になるため、保険金受取人の相続人が相続人なく死亡した場合について、複雑な規定を設けなければならなくなること(保険法部会資料11の第4の2(4)イの(問題点)及び(補足)(27頁から28頁まで)参照)等を踏まえ、権利の取得割合に関する民法の特則は設けず、相続分によることとするかについては個々の契約の定めゆだねるものとする。どうか。

(注2) 中間試案では、保険契約者は保険金受取人の変更をしない旨の意思を表示していたときであっても、保険金受取人の変更をすることができる旨を記載していたが、これはアの規律にゆだねることとしている。

(注3) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第676条

(3) 危険の増加

第1の2(1)と同じ(ただし、の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(注) 保険契約の締結後の健康状態の悪化が保険料に織込済みのものであれば、危険の増加の規律は適用されない。

現行商法の参考条文 第656条, 第657条, 第683条第1項

(4) 危険の減少

第1の2(2)と同じ。

(注) 健康状態が改善したとしても保険料が減額されるわけではない場合には「危険が著しく減少した」に当たらず、危険の減少の規律は適用されない。

現行商法の参考条文 第646条, 第683条第1項

(5) 保険金受取人の意思による生命保険契約の存続

契約の当事者以外の者がする死亡保険契約(4(5)の により支払うべき金額(解約返戻金)があるものに限る。)の解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月が経過した日に、その効力を生ずるものとする。

の解除の通知があった時における保険金受取人(保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限り、保険契約者である者を除く。)が、 の期間が経過するまでの間、保険契約者の同意を得て、 の通知をした者に対し、 の通知を受けた日に死亡保険契約が解除されたとすれば保険者が支払うべき金額の支払をしたときは、 による解除は、その効力を生じないものとする。

の通知をした者が の支払を受けたときは、その者との関係においては、保険者からその支払を受けたものとみなすものとする。

の支払をした保険金受取人が保険者に対しその旨の通知をしなければ、保険契約者及び保険金受取人は、 により解除の効力が生じなかったことをもって保険者に対抗することができないものとする。

の解除の通知があった時から の支払がされるまでの間に保険事故が発生したことにより保険者が保険金を支払うときは、保険者は、 の通知をした者に対し、 の金額を支払わなければならないものとする。この場合においては、保険者は、保険金受取人に対し、保険金の額から の金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

(注1) 第20回会議における審議を踏まえ、規律の骨格部分について提案している。

基本的には、保険法部会資料19の第10における提案と同じであり、 は の支払をすることができる者が差押債権者等に の支払をした場合には、保険者が弁済したのと同様の効果が生じることを定めたものであり、例えば、解約返戻金請求権を差し押さえた場合には取り立てたのと同様の効果が生じることになる。もっとも、そのような効果を生じさせる必要があるのは の通知をした者との関係だけであることから、「その者との関係においては、」と記載している(したがって、保険契約者と保険者との間においては、解約返戻金請求権が消滅するわけではない。)。

なお、同会議では、 の支払をすることができる者に対する情報提供の在り方について議論がされたが、保険契約者の破産の場合や解約返戻金請求権の差押え

の場合等については、保険契約者が破産手続開始の通知を受けること等でそれぞれの事実を知ることができる（破産法第32条第3項第1号、民事執行法第145条第3項）し、解約返戻金請求権に質権が設定された場合や保険契約者の債権者が契約の解除権を代位行使する場合については、保険契約者は被担保債権又は自己の債務の弁済期、さらには債権者代位権の行使が可能であること（自らが無資力であること）自体は認識可能である。そうすると、保険契約者としては、以上の事情によって契約の解除がされる可能性があることを認識することは可能であるから、法律上、特段の手当てはしないことで、どうか。

（注2） 解約返戻金請求権についての差押えが競合した場合等には、の支払をすることができる者が供託（民事執行法第156条第1項、第2項参照）をすることができ、又はしなければならないものとする。

（注3） これに反する約定での支払をすることができる者に不利なものは無効とすることで、どうか。

（注4） 現行商法第683条第1項において準用する同法第652条の規定については、第1の4(3)の（注1）参照。

現行商法の参考条文 第652条、第683条第1項

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 被保険者死亡の通知

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

（注1） この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注2） この規律については、第1の3(2)の（注）参照。

現行商法の参考条文 第681条

(2) 保険金の支払時期

第1の3(7)と同じ（ただし、の「保険事故、てん補すべき損害、保険者が免責される事由」を「保険事故、保険者が免責される事由」と、「損害保険契約」を「生命保険契約」とし、の「保険事故並びにてん補すべき損害及びその額」を「保険事故」とし、の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。）。

（注） 中間試案では、死亡保険契約のみに関する規律としていたが、生存保険契約についても保険事故の発生の確認等が必要であることから、同様の規律とすることを提案している。

現行商法の参考条文 なし（民法第412条参照）

(3) 保険金請求権等の消滅時効

第1の3(8)と同じ。

現行商法の参考条文 第663条, 第682条, 第683条第1項

(4) 保険者の免責

保険者は, 次に掲げる場合には, 保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

(イ) 被保険者が自殺によって死亡したとき。

(ウ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし, その者が保険金の一部を受け取るべき場合には, 保険者は, その残額を支払う責任を免れることはできない。

(エ) 戦争, 内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したとき。

(注1) 現行商法第680条第1項第1号の「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」は, 法定の免責事由として掲げないものとする。

(注2) 中間試案では, (イ)に関し免責の範囲を一定の期間内の自殺に限定するか(自殺免責期間を法定するか)についてなお検討することとされていたが, 保険法において一定の期間を法定すると自殺をめぐる社会情勢に応じた迅速な対応が妨げられる懸念があること, 生命保険契約の中には自殺について常に保険金を支払うことができないとされている契約もあること(貸金業法第12条の7参照), 任意規定とすれば契約上免責期間を定めることはできること等を踏まえ, 自殺免責期間は法定しないものとする。どうか。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり, 生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については, 第1の3(9)の(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条, 第680条第1項, 第683条第1項

4 生命保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除

第1の4(1)と同じ。

現行商法の参考条文 第653条, 第683条第1項

(2) 重大事由による解除(特別解約権)

第1の4(2)と同じ(ただし, の(ア)を「保険契約者又は保険金受取人が

保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に被保険者を死亡するに至らせ、又は至らせようとした場合」とし、(イ)の「被保険者」を「保険金受取人」とし、の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(注) の(ア)は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし

(3) 保険者の破産

第1の4(3)と同じ。

現行商法の参考条文 第651条、第683条第1項

(4) 解除の効力

第1の4(4)と同じ。

現行商法の参考条文 第645条第1項、第651条第1項ただし書、第653条、第657条第1項ただし書、第678条第2項、第683条第1項

(5) 保険料積立金及び解約返戻金の支払

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約者から受領した保険料の総額のうち、予定死亡率、予定利率その他の生命保険契約において保険料の金額を算出する際に用いた計算の基礎により、当該生命保険契約の終了の時ににおいて当該生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために積み立てていた金額に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(ア) 保険者の破産による契約の解除又は失効

(イ) 保険事故の発生による契約の終了（被保険者の自殺、保険金受取人の故意による保険事故招致、戦争その他の変乱を理由として保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(ウ) 危険の増加による契約の解除（保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(エ) 保険者の責任開始前の保険契約者による契約の任意解除

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、により支払うべき金額のうち、当該生命保険契約と同一の計算の基礎を用いて保険料の金額を算出している他の生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために必要な金額として当該計算の基礎により算出される金

額を超える部分に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(ア) 保険者の責任開始後の保険契約者による契約の任意解除

(イ) 告知義務違反又は重大事由による契約の解除（保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(注) 保険料積立金及び解約返戻金については、法文化に当たり、次のような困難な検討課題があることから、及びでは、保険法部会資料22の第18の1(1)及び(2)と同じ記載をするにとどめている。

保険料積立金及び解約返戻金について、「保険料の金額を算出する際に用いた計算の基礎」以外の基礎をも用いて算出されるものがある（例えば、変額年金、市場金利連動型商品）。

解約返戻金については、個々の契約ごとの商品設計と密接不可分であり、実務上は複数の仕組みをもとに算出されることとされており、これを一つの規律で書き尽くすことは非常に困難である。

契約法である保険法において規定を設ける以上は、裁判規範として一義的な金額が導かれる規律である必要があるところ、そのためには、その内容が具体的なものである必要があるし、そこで用いる概念も明確なものである必要があると考えられる。

他方で、保険料積立金については、将来の保険金の支払に充てるためのものとして積み立てられていたものであるから、契約が保険期間途中で終了した場合には、これを返還するべきものと考えられるし、解約返戻金についても、保険契約者の資産としての価値があること、いわゆる解約控除等は合理的なものである必要があること等の指摘がされているほか、 のような規律を設けることにより、契約の解除等に当たって保険者がペナルティを取得することはできないことが明確にされるという意味があるとの指摘もされている。

そこで、以上の検討課題や指摘等を踏まえつつ、保険料積立金や解約返戻金に関する規律の在り方について検討する必要がある。

現行商法の参考条文 第680条第2項、第682条、第683条第2項

第3 傷害・疾病保険契約に関する事項

1 傷害・疾病保険契約の成立

(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

傷害保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の傷害に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の財産上の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の疾病に関して一定

額の金銭の支払〔その他の一定の財産上の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注) 及び の「その他の一定の財産上の給付」については、第2の1(1)の(注)参照。

(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、被保険者（被保険者の死亡に基づく保険金にあっては、被保険者又はその相続人）が保険金受取人である場合には、この限りでないものとする。

のただし書は、被保険者が傷害又は疾病によって死亡した場合にのみ保険金を支払う契約については、適用しないものとする。

(注1) 及び は、保険法部会資料21の第16の1と同様の提案をするものである。

第20回会議においては、契約法上、一定の契約について保険金額の上限を一律に定めることの当否について審議がされたが、その当否に疑問があることは同資料の1の(補足)2に記載したとおりである。また、同会議における審議を踏まえ、被保険者の同意が契約の効力要件とされない場合については、イに記載したとおり、要件を限定することなく、被保険者の意思による契約関係からの離脱（被保険者による解除請求）を認めることを提案している。

(注2) この規律については、第2の1(2)アの(注2)参照。

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱（被保険者による解除請求）

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約の被保険者は、次に掲げるときは、保険契約者に対し、傷害・疾病保険契約を解除することを請求することができるものとする。

(ア) アの のただし書に定める場合（被保険者の同意がある場合を除く。）

(イ) 4(2)の に掲げる事由（重大事由）がある場合

(ウ) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がアの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

(注) この規律については、第2の1(2)イの(注2)参照。

(3) 危険に関する告知（告知義務）

第1の1(3)及び第2の1(3)と同じ（ただし、エの「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。）

(4) 第三者のためにする傷害・疾病保険契約

第2の1(4)と同じ（第1の1(4)参照）。

(5) 保険金受取人の指定

第2の1(5)と同じ。

(6) 遡及保険

第1の1(5)及び第2の1(6)と同じ（ただし、第1の1(5)の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」と、「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とし、の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。）

(7) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

第1の1(6)及び第2の1(7)と同じ（ただし、第1の1(6)の(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。）

(8) 保険証券

第2の1(8)と同じ（第1の1(7)参照）。

（傷害・疾病保険契約の成立関係後注）

いわゆる契約成立（責任開始）前発病不担保条項（契約成立（責任開始）後に生じた疾病についてのみ保険金を支払う旨又は契約成立（責任開始）前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう。）については、この条項は保険事故又は担保範囲に関するものであり、法律上これを主張することができる場合を限定するなどの規律を設けることは相当でなく、また、法律上画一的な規律を設けることに適しないとの指摘がされていること、正しい告知をした者の期待を害するとの問題は保険契約の締結時の説明の問題であるとの指摘がされ、これについては実務上の対応によることが可能で、かつ、適切であると考えられること等を踏まえ、契約法上の規律は設けないことで、どうか（任意規定として何らかの規律を設けることも検討すべきとの指摘もされたが、こ

の問題は約款で条項が設けられた場合の問題であるから，この条項についての規律を任意規定として設けることによってこの問題を解決することは難しいと考えられる。)

2 傷害・疾病保険契約の変動

(1) 保険金請求権の譲渡等

第2の2(1)と同じ(ただし，「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。)

(2) 保険金受取人の変更

第2の2(2)並びに第3の1(2)アの ただし書及び と同じ(ただし，アの の「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。)

(3) 危険の増加

第1の2(1)及び第2の2(3)と同じ(ただし，第1の2(1)の の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(4) 危険の減少

第1の2(2)及び第2の2(4)と同じ。

(5) 保険金受取人の意思による傷害・疾病保険契約の存続

第2の2(5)と同じ(ただし， ， 及び の「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とし， については保険事故が発生したことにより保険契約が終了した場合に限った規律とする必要がある。)

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生の通知

保険契約者，被保険者又は保険金受取人は，保険事故が発生したことを知ったときは，遅滞なく，保険者に対し，その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 傷害・疾病保険契約の中には，傷害又は疾病が保険期間中に発生すれば，入院・高度障害等が保険期間満了後に生じた場合にも保険金を支払う契約と，傷害又は疾病に加えて，入院・高度障害等が保険期間中に生じた場合に保険金を支払う契約とがあることから，本資料の各規律において「保険事故」と記載している部分については，各規律ごとにその内容を明示するものとする。

(注2) この規律について、第1の3(2)の(注)参照。

(2) 保険金の支払時期

第1の3(7)及び第2の3(2)と同じ(ただし、第1の3(7)の「保険事故、てん補すべき損害、保険者が免責される事由」を「保険事故、保険者が免責される事由」と、「損害保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とし、の「保険事故並びにてん補すべき損害及びその額」を「保険事故」とし、の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。)。

(3) 保険金請求権等の消滅時効

第1の3(8)及び第2の3(3)と同じ。

(4) 保険者の免責

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(ウ) 保険金受取人の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(エ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって保険事故が発生したとき。

(注) この規律については、第1の3(9)の(注2)及び(注3)参照。

4 傷害・疾病保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除

第1の4(1)及び第2の4(1)と同じ。

(2) 重大事由による解除(特別解約権)

第1の4(2)及び第2の4(2)と同じ(ただし、第1の4(2)の(ア)を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に保険事故を発生させ、又は発生させようとした場合」とし、(イ)の「被保険者」を「保険金受取人」とし、の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)。

- (3) 保険者の破産
第1の4(3)及び第2の4(3)と同じ。
- (4) 解除の効力
第1の4(4)及び第2の4(4)と同じ。
- (5) 保険料積立金及び解約返戻金の支払
第2の4(5)と同じ(必要な読み替えをする。)。

第4 保険法の適用範囲

現行商法の保険契約に関する規定が適用又は準用の対象としているもの(保険を営業としてする者を保険者とする保険と相互保険)だけでなく、契約として実質的にこれらと同様のもの(共済等)も、適用範囲に含めるものとする。

(注1) 中間試案では、保険法の適用の対象となる「保険」の意義について、「多数の者がその危険に応じて保険料を拠出」すること等の内容を含む規定を置くことの当否を含め、なお検討することとしていた。しかし、現行商法には、「保険」の意義についてこのような内容を定めた規定はなく、告知義務の規律、危険の増加・減少の規律等が設けられていることによって、保険法の適用の対象となるのは、これらの規律が前提とする被保険者の危険の程度を踏まえて契約の締結の可否や保険料が定められるようなものであることが示されていると考えられる。そうすると、保険法においても、同様の規律を設けることにより、その適用の対象となる保険であるかどうかは、このような観点から一義的に判断されることになると考えられる。また、共済には現行商法の保険契約に関する規定が類推適用されると一般的に解されており、保険と同等の内容を有するものがその適用の対象となるものと考えられる。そこで、保険法においても保険及び共済等の意義は定めず、現行商法と同じく、その内容については解釈にゆだねることで、どうか(これと関連して、契約の規律について定める保険法の規定が共済等にも適用されることを明確化することを検討する。)

(注2) 保険契約に関する総則的な規律として、保険者、保険契約者その他の関係当事者は、保険契約の締結から終了に至るまで、信義に従って誠実に行動し、必要に応じて互いに協力するよう努める旨を定めることについて、どのように考えるか。

現行商法の参考条文 第664条、第683条第1項